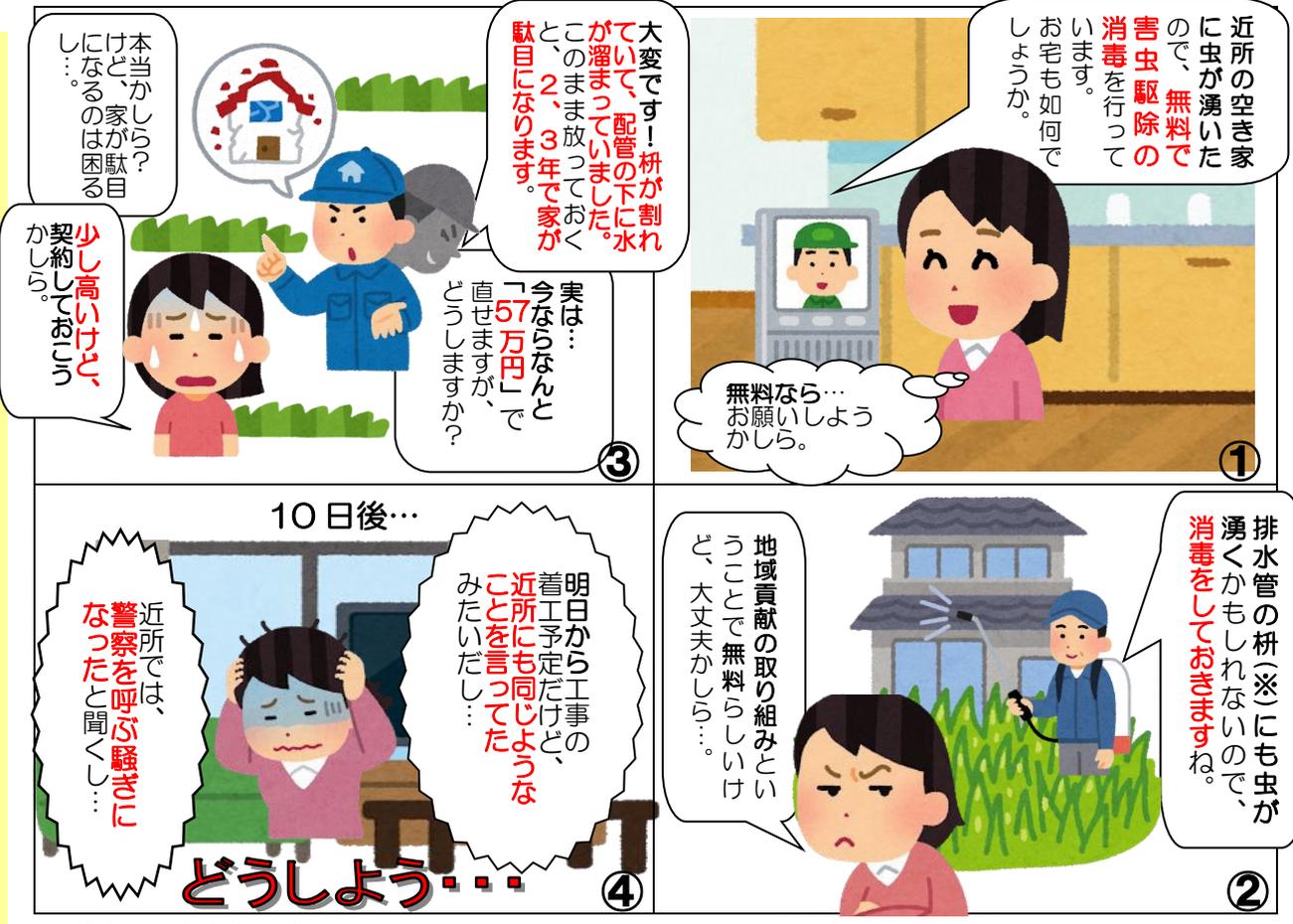


「害虫駆除」をきっかけとする 「排水設備の点検商法」にご注意を!

枚方市立消費生活センターは、京阪電車枚方市駅東改札口を出て、右に徒歩1分の場所にあります。



※排水管の『枀(マス)』とは?
建物で生じたキッチンなどの排水をそのまま排水管で流してしまうと、排水管の途中にゴミが詰まり、流れにくくなってしまいます。こうした詰まりが起きやすい箇所に点検や清掃しやすいように設けられたものを枀(マス)といいます。

センターからのアドバイス

- 『点検商法』とは?
「点検商法」とは、「点検等」をきっかけに消費者宅を訪問し、点検後に消費者の不安をあまり、工事などの契約を結ばせる手口です。
 - 悪質な排水設備に関わる「点検商法」にご注意ください!
事例のような、害虫駆除を口実とした点検商法の相談が多数寄せられています。無料という言葉で消費者を油断させ、その後、普段なかなか清掃を行わない「排水設備の点検・清掃等」を行い、それをきっかけに必要な改修工事などの高額な契約をさせる、というのが相談の内容です。
 - くれぐれも、その場で契約をしないようにしてください!
点検の内容が正当なものかどうか消費者には分かりづらく、本当にその工事等が必要かどうか、その場では判断できないことがほとんどです。業者に急かされても、その場ですぐに契約しないことです。また、工事が必要な場合も、出来る限り別の業者に見てもらい相見積もりを取ってから決めましょう。
- ☆契約後や工事完了後でも、クーリング・オフや取り消しができる場合があります。
一人で悩まずに、まずは消費生活センターにご相談ください。

*「暮らしの赤信号」は、暮らしのリーダーをはじめ市民ボランティアの方々のご協力で配布しています。

水回りの修理トラブルにご注意ください！

かわいいキャラクターが載っている

マグネット広告業者に連絡をしたら…



先日、夕食の準備をしていたところ、台所のシンク下の配管から水漏れしていることに気が付いた。数週間前にポストに投げ込まれていた、かわいいキャラクターが載っているマグネット広告を捨てずに置いていたことを思い出し、慌てて広告業者へ電話をかけた。

すぐに作業員が自宅へ来てくれたが、説明がないまま作業に取りかかり、15分程度で作業は終了した。

その後、「作業費用は10万円」と言われ、高いとは思ったが、仕方なくお金を支払った。

(50代、女性)



～トラブルに巻き込まれないためのポイント～

○センターに寄せられている相談事例を見ると、サービス内容や料金について十分な検討ができないまま契約し、トラブルになっているケースが少なくありません。広告等に「業界最安値」等と記載されていてもそのサービスがどの程度の料金になるのか、必ず**事前に確認**し、さらに**複数社から見積もりを取る**ようにしましょう。くれぐれも、**安易に飛びつかない**ようにしましょう。

○今回の事例のように、特に緊急を要するトラブルが発生した際には、誰でも焦って**冷静な判断ができなかったり**、複数の事業者から**相見積もりを取る時間がなかったり**する場合があります。こうしたトラブルに備えるため、トラブルが起こったときの初期対応や安心して修理を依頼できる事業者について、**事前に情報を集めておく**ようにしましょう。

○契約等で困った場合には、「消費者ホットライン＝局番なしの『188（いやや！！）』」へ相談してください。

※「188」へ電話すると、音声ガイダンスが流れ、郵便番号を入力するなどを行えば、お住いの地域の消費生活センターに繋がります。「**いやや、泣き寝入り！**」と覚えてください。



皆さん、ご存知ですか？

○「**くらしの赤信号**」について

消費生活センターでは、その都度話題となっている内容をまとめた「**くらしの赤信号**」を毎月発行しており、消費生活センターをはじめ市内の各支所、各生涯学習市民センターおよび各図書館に設置しています。また、ホームページにも最新号およびバックナンバーを掲載しており、右のQRコードか、以下のURLからご覧いただけますので、ぜひ参考にしてみてください。

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000008536.html>（※枚方市ホームページ（「消費生活センター」）につながります。）

